

第3次大学院教育振興施策要綱(案)

平成28年3月〇日

文部科学大臣決定

第一 趣旨

5

「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会決定)においては、今後の大学院教育改革の基本的な方向性が示され、各大学院に求められる取組が提言されている。大学院教育改革は各大学院が自主的・自律的に取り組む事柄であるということを基本に据えつつ、文部科学省として平成10 28年度以降に取り組む重点施策を明示することを目的として、「第3次大学院教育振興施策要綱」を策定する。

第二 実施期間

15 平成28年度から平成32年度まで

第三 今後の大学院教育改革の方向性

今後の大学院教育改革の方向性として、中央教育審議会は、「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平成27年9月15日中央教育審議会大学分科会決定。以下「中教審H27『審議まとめ』」という。)の中で、平成17年の答申「新時代の大学院教育」及び平成23年の答申「グローバル化社会の大学院教育」で提言した「大学院教育の実質化」を通じて、体系的・組織的な大学院教育を推進することを基本に据えつつ、次に掲げる7つの基本的な方向性を示すとともに、「卓越大学院(仮称)」の20 形成を重要施策として提言した。

【7つの基本的方向性】

- 1 体系的・組織的な大学院教育の推進と学生の質の保証
- 2 産学官民の連携と社会人学び直しの促進
- 3 専門職大学院の質の向上
- 30 4 大学院修了者のキャリアパスの確保と進路の可視化の推進
- 5 世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備
- 6 教育の質を向上するための規模の確保と機能別分化の推進
- 7 博士課程(後期)学生の処遇の改善

第四 文部科学省としての具体的な取組方策

1 体系的・組織的な大学院教育の推進

(1) 体系的な大学院教育の推進

5 【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

各大学院において、体系的な教育を組織的に展開するため、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下「3つのポリシー」という。）を一体的に策定することが求められる。「博士課程教育リーディングプログラム」のような既存の研究科・専攻の枠を超えて一貫した教育課程が普及していくことが望ましい。

15 【文部科学省の取組】

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」の実施を通じて、専門分野の枠を超えた博士課程前期・後期5年一貫の体系的な教育の構築を支援する。
- ・3つのポリシーについての策定及び公表の状況について把握・情報提供する。
- ・大学院におけるコースワークや主専攻分野以外の科目の体系的履修、研究室ローテーションといった体系的・組織的な教育に係る取組の実施状況を把握・情報提供する。

(2) 組織的な教育・研究指導体制の確立

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

5 質の保証された教育・研究指導が行われるよう、大学院教育に携わる多様な教員が、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）等に関する共通理解と役割分担等への理解の上に、教育・研究指導能力を向上し続けられるよう、各大学において、大学院教育レベルのFD（ファカルティ・ディベロップメント）の機会の充実を図る。また、教員の教育業績・能力を適切に評価することも重要である。

【文部科学省の取組】

- 10 ・大学院教育に関するFDの実施状況や、教員の教育面における業績評価や顕彰の実施状況等について把握・情報提供する。
- 15 ・各国立大学法人の中期目標・中期計画に掲げる、教員の業績評価の実施に関する取組状況について、国立大学法人評価委員会による評価を行う。
- ・「私立大学等改革総合支援事業」を通じ、教育の観点も含めた教員の業績評価の実施を促す。
- ・人文・社会科学系も含めた学位授与の状況について、把握・情報提供する。
- ・平成29年度開始予定の新専門医制度への対応や6年制の薬学教育学士課程修了者への対応等を含めた調査研究を実施する。
- 20 ・教員や学生の異分野交流を促進するようなスペースの整備を支援する。

(3) 研究倫理教育の実施と博士論文の指導・審査体制の改善

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

5 学生の研究倫理に関する規範意識の徹底や、我が国の大学が授与する博士号への国際的信頼性を確保するため、各大学において研究倫理教育の実施や博士論文の指導・審査体制の改善に取り組むことが急務となっている。

【文部科学省の取組】

- 10
- ・ 学生・指導教員を含めた研究者等への研究倫理教育の実施状況等について把握・情報提供するとともに、その状況に応じ各大学に対し一層の改善を促す。
 - ・ 博士論文の指導・審査体制の改善状況について把握・情報提供するとともに、その状況に応じ各大学に対し一層の改善を促す。

15

(4) 将来大学教員となる者を対象とした教育能力養成システムの構築

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

20 博士号取得者の3割程度が将来的に大学教員の職に就くことが見込まれる現状に鑑み、大学院の教育では、将来教員となるための意識や実践的な教育能力を涵養する機会の充実を図ることが重要である。

【文部科学省の取組】

- 25
- ・ 博士課程（後期）学生対象の教育能力を養成するための取組（プレFD）を実施する「教育関係共同利用拠点」の充実を図る。
 - ・ 大学におけるプレFDの実施状況について把握・情報提供する。

2 産学官民の連携と社会人学び直しの促進

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

- 5 社会の急速な変化に対応しつつ、学生を多様なキャリアパスに導く大学院教育を推進するため、産学官民の連携による教育プログラムの開発・実施等に取り組むことが期待される。国においては、社会人の学び直しを促進するため、プログラムを認定し奨励する仕組みを構築する。

10

【文部科学省の取組】

15

20

25

- ・「博士課程教育リーディングプログラム」等を通じ、産学官の連携によるカリキュラムの開発・実施、中長期的なインターンシップの実施、講師等の招聘など、各大学院の取組を支援する。
- ・「グローバルアントレプレナー育成促進事業（EDGEプログラム）」等を通じ、海外機関や企業等と連携し、起業に挑戦する人材等を育成するプログラムの実施を支援する。
- ・産学官連携活動における、学生等を通じた技術流出の防止等を含めたリスクマネジメントの仕組みのモデルを確立するとともに、普及のための全国ネットワークの形成を行う。
- ・産学間の継続的な対話の場（「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」）を継続的に設ける。
- ・大学院の正規課程及び履修証明プログラムのうち、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム（BP¹）」として認定する²。

¹ Brush up Program for professional の略称。

² 「職業実践力育成プログラム（BP）」のうち、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けたものについては、教育訓練給付金（専門実践教育訓練）の支給対象となることから、同制度を通じた受講者への支援が行われる。

3 専門職大学院における高度専門職業人養成機能の充実

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

専門職大学院制度が創設されて 10 年余りが経過し、様々な課題が表面化している状況に鑑み、社会のニーズを踏まえた制度見直しを含め、高度専門職業人養成機能充実のための取組を推進する。

【文部科学省の取組】

- ・ 中央教育審議会大学分科会大学院部会 専門職大学院ワーキンググループにおいて平成 28 年 8 月末までを目途に取りまとめられる報告を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- ・ 法科大学院については、「法曹養成制度改革の更なる推進について」（平成 27 年 6 月法曹養成制度改革推進会議決定）に掲げられた取組を推進する。（法科大学院集中改革期間：平成 30 年度まで）
- ・ 経営系専門職大学院の教育の質を担保するコア科目の改善充実とプログラムの開発を行うための調査研究を実施する。

4 大学院修了者のキャリアパスの確保と可視化の推進

(1) 大学院修了者のキャリアパスの確保

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

5 大学及び企業等においては、産業界、大学、行政機関等において、大学院修了者にとって先を見通すことができる多様なキャリアパスの確保に資するよう
10 取組が期待される。

【文部科学省の取組】

- 10 ・「博士課程教育リーディングプログラム」等を通じ、産学官の連携により広く産学官にわたりグローバルに活躍する人材を育成するため、中長期的なインターンシップの実施、講師等の派遣など、各大学院の取組を支援する。
- 15 ・新たな研究領域に挑戦するような若手研究者が、安定かつ自立して研究を推進できる環境を実現するため、「卓越研究員事業」を実施する。
- ・国立大学法人及び国立研究開発法人において、若手研究者が挑戦できる任期を付さないポストの拡充が図られるよう促す。
- ・各大学の専門的職員については、活用状況等の把握・情報提供を行う。
- ・リサーチ・アドミニストレーター（URA）の育成を支援するとともに、全国に定着させるためのネットワークの構築を行う。
- 20 ・文部科学省としても、博士課程修了者も含め幅広い人材に対して公務の魅力
を伝えられるよう、引き続き積極的に啓発活動に取り組む。

(2) 大学院修了者の活躍状況の可視化と評価

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

5 大学院修了者の進路に関する情報を、大学院の教育課程等の見直しや学生の
大学院進学の判断材料として生かすことができるよう、各大学院において、大
学院修了者の進路状況等を把握して公表することが求められる。国としても、
大学院修了者の活躍状況を広報することが必要である。

【文部科学省の取組】

- 10
- ・各大学院における入学者・修了者数の公表状況、博士課程修了者の進路状
況及びその公表状況について把握・情報提供する。
 - ・認証評価において、大学院修了者の進路状況及びその公表状況について評
価が行われるよう促す。
 - 15 科学技術・学術政策研究所において、「博士人材追跡調査」を実施するとと
もに、「博士人材データベース」への大学の参画を促す。
 - ・「博士課程教育リーディングプログラム」の成果を含め、大学院修了者の活
躍状況に関する広報に取り組む。

5 世界から優秀な高度人材を惹き付けるための環境整備

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院においては、アジア各国をはじめとする世界から優秀な高度人材を惹き付けるため、国際化を積極的に推進することが求められる。国としても、大学院教育の国際化に取り組む大学に対して重点的に支援することが必要である。

【文部科学省の取組】

- ・「スーパーグローバル大学創成支援」事業を通じ、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための人事・教務システムの改革など国際化を徹底して進める大学を支援する。
- ・「大学の世界展開力事業」を通じ、我が国にとって戦略的に重要な国・地域との間で、質保証を伴った学生交流等を推進する国際教育連携等を支援する。
- ・海外留学のための奨学金制度等を通じて、日本人大学院生等の海外留学を促す。
- ・奨学金等の経済的な支援の充実により、外国人留学生が安心して勉強に専念できる環境を整える。
- ・「住環境・就職支援等受入れ環境の充実」事業等を通じて留学生の国内就職や住環境の充実のための取組等を支援する。
- ・海外に「留学コーディネーター」を配置し、日本留学に関する情報発信や現地における入学許可の促進等を通じて日本への留学を促進する。

6 教育の質を向上させるための規模の確保と機能別分化の推進

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院教育全体の質的向上を図るため、各大学において、学位・分野別の学生数やポートフォリオを、各大学・大学院の機能別分化と連動させつつ、社会的需要や学術的需要に応じて柔軟に見直すことが重要である。国としても、各大学院における自主的な教育研究組織等の見直しを促す。

【文部科学省の取組】

- ・ 各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、大学院を含め機能強化に積極的に取り組む国立大学に対し、その機能強化の方向性に応じて運営費交付金を重点配分する。
- ・ 各国立大学法人の中期目標・中期計画に掲げる、組織の見直しに関する取組の状況について、国立大学法人評価委員会による評価を行う。
- ・ 「私立大学等経営強化集中支援事業」を通じ、各大学が自主的に教育研究組織等を見直すことを促す。

7 博士課程（後期）学生の処遇の改善

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

第五期科学技術基本計画において掲げられた「博士課程（後期）在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す」という目標の達成に向け、多様な財源による博士課程（後期）学生への経済的支援の充実を図ることが重要である。加えて、奨学金や授業料の減免の充実を図ることが必要である。

【文部科学省の取組】

- ・ 特別研究員事業（DC）及びフェロシップ・TA・RA等としても活用可能な競争的な経費の充実を図る。
- ・ （独）日本学生支援機構における大学等奨学金事業を引き続き充実する。
- ・ 学生が経済的な不安を抱えることなく修学することができるよう、各大学が実施する授業料減免に必要な経費を支援する。

8 卓越大学院（仮称）の形成

【中教審H27「審議まとめ」のポイント】

大学院の国際的な競争力を強化することが急務であり、そのための博士人材育成の場として「卓越大学院（仮称）」の形成を提言する。

5

【文部科学省の取組】

新たな知の創造と活用を主導する高度な「知のプロフェッショナル」となる博士人材の育成のため、世界最高水準の教育力と研究力を備え、複数の大学、民間企業、国立研究開発法人、海外のトップ大学・研究機関等との連携の下、世代と立場を越えた人材交流・共同研究のハブとなる「卓越大学院（仮称）」の形成を支援する。

10

(参考)

「第3次大学院教育振興施策要綱」策定に係る
審議まとめ・政府決定文書の抜粋

5

■未来を牽引する大学院教育改革（抄）

（平成27年9月 中央教育審議会大学分科会決定）

10

5. 大学院教育の改革に向けた今後の取組

○ 以上の大学院教育の改善方策は、17年大学院答申と23年大学院答申において示した大学院教育の実質化という基本的な方向性を同じくし、現在の課題を踏まえて、国、大学、産業界等の関係者が今後重点的に取り組むべき点を掲げたものである。

15

この改善方策を実現し、体系的かつ計画的に大学院教育の改革に関する施策を実行するため、国は、「第2次施策要綱」に基づいて実施されている施策の成果と課題を踏まえつつ、新たな施策要綱を早期に策定することが求められる。

20

また、今後とも、国は、大学院教育の改善状況や成果事例の把握に努め、必要に応じて、施策要綱の見直しを行うことが必要である。

25

■第5期科学技術基本計画（抄）（平成28年1月 閣議決定）

第4章 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化

① 知的プロフェッショナルとしての人材の育成・確保と活躍促進

iii) 大学院教育改革の推進

30

（前略）第5期基本計画期間中における大学院教育改革の方向性と体系的・集中的な取組を明示した計画を策定し推進する。